

令和5年度 財政健全化判断比率及び資金不足比率の公表

令和5年度決算に基づき算定した、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第3条第1項の健全化判断比率及び同法第 22 条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第 22 条第1項の規定により下記のとおり公表します。

○健全化判断比率(%)

指 標	伊 平 屋 村	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	30.0
実質公債費比率	5.1	25.0	35.0
将来負担比率	136.5	350.0	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は比率が生じないため「—」で表示しています。

○資金不足比率(%)

特別会計の名称	伊 平 屋 村	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	
港湾整備事業特別会計	—	
船舶運航事業特別会計	9.3	

※資金不足比率がない場合は「—」で表示しています

※資金不足比率が経営健全化基準である20%以上となった船舶運航事業特別会計については、経営健全化計画を策定しています。

指 標 の 説 明

- ★**赤字比率**：一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。
- ★**連結実質赤字比率**：すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ★**実質公債費比率**：借入金の返済に充てる公債費や公債費に準ずる経費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。
- ★**将来負担比率**：一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性ある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。
- ★**資金不足比率**：公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、事業の性質上、将来の料金収入等で解消することが予定される資金不足額は除いて算出します。

お問い合わせ
伊平屋村役場・企画財政課・財政係
TEL: 0980-46-2005 FAX: 0980-46-2956